

△ 一般質問

○議長（金子万寿夫君）まず、一般質問であります。

通告に従って、順次発言を許可いたします。

松田浩孝君に発言を許可いたします。

[松田浩孝君登壇]（拍手）

○松田浩孝君 おはようございます。

平成二十二年第四回定例会に当たり、公明党県議団を代表して県政の重要課題等について一般質問を行います。

冒頭に、十月二十日発生した奄美豪雨災害においてお亡くなりになった三名の方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。今後復興支援が迅速になされ、奄美の方々が元気になられるよう県として全力で御尽力いただきますようお願いいたしておきます。

十一月二十九日、島根県安来市で鳥インフルエンザ発生のニュースが全国に流れました。この養鶏場では二十九日に鳥インフルの感染の疑いが判明、農水省によると、この養鶏場で死んだ鶏から検出されたウイルスは動物衛生研究所で検査した結果、強毒性で十月に北海道の野生のカモのふんから見つかったウイルスと極めて似ている。渡り鳥が感染ルートになった可能性が高いと見て、関連を詳しく調べる方針と報道されました。この夏、口蹄疫で必死に取り組んだことを思い出しました。本県には出水のツルなど渡り鳥の渡来地もあります。偶蹄類の牛、豚と違って野生の鳥を規制することはできません。情報収集に努め万全の体制を整えていただきたいと申し上げ質問に入ります。

初めに、横浜で開催されたアジア太平洋経済協力会議、A P E C 首脳会議の成果と菅政権の外交政策について伺います。

十一月に横浜市でA P E C 首脳会議が開催されました。会議の焦点だったアジア太平洋自由貿易圏—F T A A P—構想に一定の方向性が示され、「横浜ビジョン」と名づけた首脳宣言が採択され閉幕いたしました。ビジョンの眼目は環太平洋二十一カ国・地域で構成するA P E C の将来像を共同体と位置づけ、法的拘束力を持つ域内経済統合を目指すことが明記されました。横浜ではこの会議のため、横浜が世界の中心になる一週間と題するポスターを張り出し機運を盛り上げました。しかし皮肉にもホスト役を務めた肝心の菅首相の存在感が希薄で、世界の中心になるはずの一週間が逆に日本が周辺に追いやられる一週間となってしまった感が否めません。

朝日新聞は「首相空回り」、産経新聞は「議長国の日本は翻弄された」などと、マスコミもA P E C を舞台にした菅外交の失敗を痛烈に批判しております。ジャーナリストの城山達也氏は、国際会議では通常議長国は各国に指導力を誇示できると指摘していますが、菅首相にはそれができなかつた。力不足と言えばそれまでですが、世界の中心になれなかつ

たのには大きく二つの理由が考えられます。

一つは、菅内閣に確固たる国家戦略がないこと。首相は「平成の開国、新たな開国」など中身の伴わない美辞麗句を発信するばかりで、あるべき日本像が一向に示されない。これではアジア太平洋域での指導権確保をめぐる米中両国が激しく争い、そこに韓国、ロシアなどの新興国や急成長するASEAN諸国の思惑が絡むAPECの激流にのまれるのは当然であります。首脳会談で菅首相が鳴り物入りで提案した域内成長戦略の数値目標はあっさり見送られ、FTAAPの達成時期についても首相の主張に耳を傾ける国はなかったのも事実です。

二つ目は、鳩山前首相の普天間の失敗以来、日本外交に疫病神のように住み着いてしまった閉塞感であります。今回のAPECで最も注目されたのが、会議の行方よりも菅首相と米・中・露三国首脳との会談だったこと自体が異様というほかありません。しかもそれら個別の首脳会談も、最も注目された日中会談がわずか二十二分で終わるなど、目新しい成果はありませんでした。菅政権発足後、中国船による尖閣諸島の問題、ロシア大統領の北方四島訪問、普天間移設問題、そして北朝鮮による韓国への砲撃など、菅政権の対応などを見るにつけ、日本外交の劣化が浮き彫りになっていると懸念いたします。

そこで伺いますが、横浜で開催されたAPECの成果についての知事の感想と、菅政権発足後の外交政策への評価を伺います。

次に、事業仕分けについて伺います。

民主党政権の無駄削減の目玉政策として注目を集めた事業仕分けの第三弾が行われました。公開の場で国の事業を洗い直す手法は、マスコミの関心を集め国民の期待も集めました。期待はずれに終わるとともに、多くの課題と民主党の政策破綻が明らかになりました。民主党は昨年の衆議院マニフェストで無駄削減や予算の効率化で九兆一千億円、特別会計の埋蔵金の活用と合わせて十六兆八千億円の財源を捻出できるとしておりました。結果として一兆五千億円程度しか捻出できず、マニフェスト実現は完全に破綻してしまいました。また政府が閣議決定した新成長戦略の項目が廃止と判定されるなど、アクセルとブレーキを同時に踏むような不可解な対応、さらには昨年の仕分けで廃止と判定された事業が、形を変えて予算要求されるとともに、政務三役が族議員化して行政刷新会議を批判するという姿に国民は失望し、マスコミからは民主党政権のお粗末な政権運営と酷評されております。仕分けの項目についても地方固有の財源である地方交付税を扱う特別会計は、そもそも事業仕分けにはなじまないものであるにもかかわらず、仕分け対象になったあげくに仕分け人からは、「交付税を地方に渡すと地方の無駄遣いを助長する」「臨時対策債は後に交付税措置されるからモラルハザードが起きている」等々の発言がなされていますが、これらの発言は地方へ責任を転嫁する全くの暴言であると言わなければなりません。

そこで、これまでなされてきた事業仕分けについて知事の所感を伺います。

次に、奄美豪雨災害について伺います。

十月二十日発生した奄美豪雨災害に際して、我が公明党は、翌日の二十一日には党本部

に公明党奄美地方集中豪雨対策本部を設置し、同日夕方には、鹿児島新港から秋野参議院議員が県代表の成尾県議とともにフェリーに乗り込みました。翌二十二日午前五時過ぎに奄美に上陸し、地元市議会議員の案内で三日間かけて奄美市笠利、住用、龍郷町、大和村などへ、被害調査とともに避難されている方々をお見舞いいたしました。懇談した被災者は、医師でもある秋野参議院議員の激励に勇気をもたらたと喜ばれていました。通信手段も遮断され大混乱の前代未聞の災害ではありましたが、人的被害は最小限に抑えられました。理由は集落に住む人たちの日ごろの交わりの深さ、結いのつながりと言えます。私自身四年前には奄美市住用町の市小学校の教師をしていたので、市集落の情報がテレビに映らない、携帯が繋がらないと大変心配しておりました。三十一日に市集落を訪問した折、区長は「災害の翌日には全世帯の状況を把握した。皆の協力で大きな混乱もなかった」と話されました。通信体制の整備については代表質問でも質疑が交わされましたので、要望にかえます。

災害発生時には、今回の教訓を生かして通信会社と連携して移動式の衛星電話を確保し、災害時の拠点となる学校などの公共施設に配置するよう、実用的な改善の取り組みを要望いたしておきます。

そこで伺う第一点は、今回土砂災害により道路が寸断され、完全に孤立した集落では大型発電機が空輸されました。そこで避難所となる学校など公共施設においては、十分な自家発電施設の常備が必要と考えますが、現状と課題についてお伺いします。

第二点は、災害によって住居の片づけ、清掃を進める中で空き家の問題が浮き彫りになりました。管理されていない空き家は将来危険な構造物になるおそれがあります。埼玉県所沢市では条例により空き家の管理を義務づけて倒壊の危険、害虫発生による近隣の被害防止などに効果を得ています。そこで、倒壊の危険のある建物や結果的に危険な建物になってしまう空き家への対策についてお伺いいたします。

第三点は、今回の豪雨災害においては、奄美地域の結いによる集落自体が持つ互助の力が発揮されました。自主防災の観点からも学ぶべきものが多いと考えます。今後の自主防災組織の結成促進に向けて、どのように生かしていくのかお伺いいたします。

第四点は、東京墨田区では近年のゲリラ豪雨災害に対応して、雨水をタンクに貯留し下水道に流さないことで防災を図り、貯留した雨水は震災時のトイレや飲料に利用する取り組みが進んでおります。本県においても災害防止や被災時の活用にも有効と考えますが、いかがでしょうか。

次に、DVの現状と対策については要望にかえます。

先日、我が党の女性局の皆さんと男女共同参画室より説明を受けたとき、DVに対する間違った思い込みが対応をおくらせ、暴力を助長させる原因になっているとのことでありました。DVについての県民への周知、相談体制の充実、DV被害者の支援等について、関係機関との連携や全庁的な取り組みを強化し、悲劇を未然に防げるよう要請しておきます。

次に、農業振興に関連して伺います。

農水省の調査によると、二〇〇九年度の食料自給率はカロリーベースで前年比一%減の四〇%でありました。食料自給率向上への取り組みについて、なかなか成果が上がっていない現状が明らかになりました。グローバル化が進む中で安心・安全な食料の確保や食糧安全保障の観点からも、長期的な視点で農業の振興を図ることが重要であります。

政府は、ことし三月新たな食料・農業・農村基本計画をまとめ、二〇二〇年度までに食料自給率を五〇%に引き上げる目標を掲げました。その中核的政策として、農家戸別所得補償制度を据えて、米農家を対象に本年約五千六百億円、明年からは対象品目を拡大して一兆円規模の予算を組む方針であります。農業の戸別所得補償により米価の低下がさらに進み、補償のための財源は膨らみ、農地集約に逆行するなど、本当に自給力アップと強い農業を構築できるのか甚だ疑問であります。

そこで、本年度実施されている戸別所得補償制度のモデル対策について、その受け付け状況と対策の実施状況を踏まえた農業振興における戸別所得補償制度についての認識について伺います。

次に、菅首相は環太平洋連携協定―T P P―への交渉参加の検討を表明しました。経済のグローバル化、経済界等からの強い要望を考えると、市場開放への流れがあるとは思いますが。しかしながら、今回は余りにも唐突であり、準備不足であり、議論の進め方が拙速であります。日本農業は高齢化、後継者不足など課題山積の上、強い農業への転換ができるかの途上にあります。農業県である本県にとっても深刻な問題であり、県議会も政府に慎重な対応を求める意見書を全会一致で提出したところであります。

そこで、T P P参加についての知事の所感とT P P参加による本県への影響をどのように考えているのか伺い、一回目の質問といたします。

[知事伊藤祐一郎君登壇]

○知事（伊藤祐一郎君）A P E Cの成果と菅政権の外交政策についてのお尋ねがございました。

我が国の外交の評価につきまして、一般的には首長としては慎重であるべきであると考えておりますが、先月横浜市において開催されましたA P E C首脳会議は、その成果として首脳宣言「横浜ビジョン」を採択して閉幕したところであります。横浜ビジョンにおきましては、A P E Cの将来像を、緊密で強く安全な共同体として構想いたしております。その道筋としてアジア太平洋全体における自由貿易圏の実現を目指すなどとしているところであります。その実現に向けては環太平洋パートナーシップ―T P P―協定等の現在進行している地域的な取り組みを基礎として、さらに発展させることとしているところであります。

菅政権発足後の外交政策について、先ほど申し上げましたように的確な評価をする立場にはございませんが、T P Pに関しては私といたしましては、参加を前提とした関係国と

の協議開始には反対するものであり、政府としてはT P Pの参加については拙速に判断せず、十分な情報収集と国会での審議を行った上で、国民の合意がとれるまで時間をかけて慎重に検討していく必要があると考えているところであります。

事業仕分けについてのお尋ねがございました。

行政刷新会議によります事業仕分けにつきましては、今までの施策体系を見直し、結果的に予算の縮減を図りますとともに、国民注視のもとで事業を見直す手法として行われたものと考えておりました。政権交代時においては一定の評価ができるものと考えていたところでありますが、その最終的な決着の仕方次第では仕分けの正当性に対する疑問や本質的な議論がされず、表面的に処理されるいわゆる政治手法になるのではないかという批判も出てくる可能性があると考えていたところであります。十一月に実施されました再仕分けにおいては、昨年の仕分け結果と異なる予算の計上や事業が明らかになったり、総合特区推進調整費のように、現政権の新規施策として地方から期待が寄せられていた事業が、予算計上を待たずに仕分けの対象とされ、来年度の予算要求は見送りとの評価が下されたりするものも出現しているところであります。

また、各府省の政務三役から政権政党が編成した予算や事業について、政権政党みずから仕分けを行うことについて反論がなされるなど、現在の事業仕分けの手法はこのままでは行政の進め方として、いささか限界が感じられてきているのではないかと考えているところであります。

○危機管理局長（中西 茂君）自家発電施設の常備についてでございます。

県におきましては、平成十九年作成の、市町村が避難所管理運営マニュアルを策定するためのガイドラインの中で、大規模災害時は停電することを想定し、避難所には非常用電源設備等を備えておくよう求めているところでございます。市町村の避難所は、本年四月一日現在で県内に二千三百カ所あり、そのうち非常用電源設備を備えた施設は二十三市町村で七十三カ所となっており、また可搬型発電機が二十七市町村で三百三十八台備蓄されているところであります。今回の豪雨災害では建設業者から提供された発電機等により非常用電源を確保した事例も複数あり、県ではこのように災害時に資機材を提供していただける事業者につきましては、事前に登録する制度を設けているところでございまして、今後とも制度の周知を図りますとともに、市町村におきましては避難所運営マニュアルを策定し、安心・安全な避難所の開設、管理運営ができるよう要請してまいりたいと考えております。

自主防災組織の結成促進についてでございます。

今回の豪雨災害におきましては、奄美地方に残る住民が日常生活の中でお互いに助け合い支え合う結いの精神による互助の力が発揮されまして、各地で地域住民による被災者の救助等が行われたことなども、人的被害の拡大を最小限に抑えることにつながったのではないかと考えているところであります。今回のように互助の力が発揮されるためには、日

ごろから顔の見える関係を築いておくなど、コミュニティー活動が活発に行われていることが大切であるとともに、地域住民が自主防災組織を結成し、危険箇所の点検や訓練実施など地域防災力を最大限に発揮できるよう備えておくことが重要であると考えております。今後、今回の結いの精神による活動事例等を広く紹介いたしますとともに、自主防災組織の結成と活性化がさらに促進されますよう取り組んでまいりたいと考えております。

○土木部長（渡 正昭君）続いて奄美豪雨災害に関連いたしまして、倒壊の危険のある建物等への対策についてでございます。

保安上著しく危険な建築物への対策につきましては、建築基準法に基づき市町村や関係機関とも連携を図りながら、所有者等に対して除却や修繕などの措置を講じるよう指導を行っているところでございます。また市町村による空き家対策につきましては、除却費用等に対する国の助成制度がありますことから、この制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

雨水のタンク貯留についてでございます。

雨水貯留施設は雨水の流出を抑制するとともに、貯留された水を散水やトイレなどに利用することも可能であり、県内では鹿児島市と霧島市が公園や駐車場などの地下に設置しております。また鹿児島市では個人が家庭用の貯留施設を設置する際に助成を行っております。雨水の貯留につきましては、河川への流出抑制に有効でありますことから、今後も普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

○農政部長（弓指博昭君）戸別所得補償制度のモデル対策についてでございます。

今年度実施されている米の戸別所得補償モデル対策は、米への所得補償と転作作物への助成を行います二つの事業から成り立っております。国が十月末に発表いたしました本県におけるモデル対策の加入件数は三万四千三十九件となっております。そのうち米への所得補償では約二万五千件が加入しており、二〇〇五年農林業センサスで調査をいたしました販売農家戸数二万一千戸を四千戸ほど上回っております。また転作作物への助成でも約二万五千戸が加入をしておりまして、これは昨年度の米の生産調整で交付金を受給いたしました農家戸数二万一千戸を四千戸程度上回っております。

次に、戸別所得補償制度に対する認識についてでございますが、モデル対策におきましては主食用米に対する所得補償につきまして、十アール当たり一万五千円の補てんが新たに行われますことから、加入農家にとりましては一定の所得確保が図られるものと考えております。また、転作による産地づくりにつきましては、焼酎こうじ用米が約三百ヘクタールに、飼料用稲が約八百二十ヘクタールになりまして、それぞれ前年と比べまして三・三倍と二・六倍に拡大をしてきております。県内の焼酎産業との結びつきや耕畜連携が一層促進をされてきていると認識をしておるところでございます。

一方で、米の所得補償は全国一律単価のため、生産コストの高い零細農家が大部分を占

めております本県にとりましては、十分な補償水準ではないという課題は残されております。また、国はモデル対策によりまして米の需給の引き締め効果が発揮されるとしておりましたが、依然として米は過剰基調で米価の大幅な下落を招いておりますことは、米の需給調整機能が十分発揮されていない面があるものと考えております。

それから、TPP協定についてでございます。

去る十一月九日に閣議決定されました包括的経済連携に関する基本方針の中で、TPP協定に関しましては情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始するとされたところでございます。TPPは関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指しており、また物品貿易だけでなくサービス、政府調達、人の移動などを含む包括的な交渉が行われることとなります。このため十分な準備のないまま拙速に交渉に参加し、関税などが撤廃された場合、国内の農業・農村のみならず情報、金融、郵政など幅広い分野、さらには雇用へ深刻な影響を及ぼすことも懸念されます。このようなことから県といたしましては、参加を前提といたしました関係国との協議開始には反対をするものでございまして、先般県議会とともに国に対しまして慎重な対応を要請したところでございます。

TPP協定参加による本県への影響についてでございますが、日本が仮にTPP協定に参加をいたしまして、関税などの国境措置が撤廃をされた場合、アメリカやオーストラリアなどから米、牛肉、砂糖などの輸入が大幅に増加することが想定されます。このため、県では国の試算方法に準じまして本県農業などへの影響額の試算をしたところでございますが、サトウキビ、でん粉原料用サツマイモ、米につきましては、国内産に対する需要がなくなり、また牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵につきましては、一定クラス以下のものが外国産に置きかわり、牛乳、乳製品については乳製品の大半が輸入品に置きかわりますことから、大幅な生産減少が見込まれます。このほか茶につきましては三番茶以降が外国産に置きかわり、この結果、これらの合計では現在の農業産出額約四千百億円ほどでございますが、これが千八百億円程度減少する見込みとなっております。また製糖工場、でん粉工場、食肉工場などの関連企業や地域経済に対する影響まで含めると、県全体で約五千七百億円の影響があると試算したところでございます。

県といたしましては、このような事態にならないよう、今後関係国との協議などの国の動向を注視しながら、局面に応じて関係機関・団体と連携をいたしまして、慎重な対応を国に働きかけてまいりたいと考えております。

[松田浩孝君登壇]

○松田浩孝君 それぞれ御答弁をいただきました。

時間の関係上、答弁に対する意見はまとめて最後に申し上げることにして、次の質問に移ります。

障害児対策についてお伺いします。

六月一日より県こども総合療育センターが開設され、発達障害児やその保護者に大変喜ばれております。しかし、初診は開所当初から三カ月待ちで、二人の医師が休日を一部返上して診察をしているとの報道がありました。診察を受けた小学校三年生の保護者は、「診察が待ち遠しかった。障害がわかれば学校に具体的な支援の要望を出しやすい」と安心されたそうです。発達障害の判定には専門医師の診断が不可欠です。しかしその診断ができる医師は大変に少ない。そのため学校現場では発達障害の疑いのある児童として対応してまいりました。出生数の五%から一〇%で発達障害が発生すると言われます。この発達障害児の診断やケアを進めるためには、地域での受け皿の整備が喫緊の課題であります。また現在乳幼児健康診査はゼロ歳、一歳半、三歳、就学前健診が市町村で実施されています。発達障害の早期発見、早期療育のためには三歳児健診と就学前健診までのこの期間こそ重要な時期と考えます。就学前健診でようやく発見されても保護者がその事実を受け入れられずに、時間だけが経過して子供の就学を迎えるなどの状況があります。

そこで伺う第一点は、こども総合療育センターの実績及び本県の発達障害児の現況についてお示しいただくとともに、地域で受け皿を担うべき体制の確立が求められますが、現状認識と課題をお示しください。

第二点は、発達障害児を早期に療育するためには早期発見、早期療育が重要と考えます。五歳児健診を推進すべきと考えますが、本県で実施している自治体をお示しいただくとともに、今後の取り組みについて伺います。

平成二十一年十一月十七日付厚生労働省社会援護局障害福祉課長通知により、障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について、新たな判断基準が示されました。他県と比較して措置数が極端に少ないということで、本会議でも以前取り上げられました。

そこで伺う第三点は、新たな判断基準の変更点と、本県の措置率の変化についてお示しいただくとともに、全国の傾向との比較についてお示しください。

発達障害児などで読むことが困難な子供たちのためのマルチメディアデージー教科書の普及が広がってきています。カラオケと同じように画面の文章に合わせて読むことで、言葉の意味や句読点をつかませる仕組みです。私自身教師の経験からも明らかにデージー教科書の効果があると考えております。

そこで伺う第四点は、発達障害児等の教育に効果があると言われるデージー教科書の利用状況についてお示しいただくとともに、有効であるにもかかわらず推進が進まないのは県教育委員会の認識不足が原因と考えますが、いかがでしょうか。

障害児やその家族にとって芸術に触れる機会を大切にしたいと考えながらも、ほかの入館者へ気遣って遠慮されることも多いと聞きます。それでもマナーの学習のために連れていった保護者から相談を受け調査いたしました。九州国立博物館や福岡県立美術館では、常設展示について障害者とその介護者については入館料が免除され無料で入館できます。特別展についても全額免除されるよう主催者と協議され、ほとんどが無料で入館できると

の結果でした。

そこで同う第五点は、障害者がより多く芸術や文化に触れ合えるよう県有の文化・芸術施設の入館料についても全額免除すべきと考えますが、障害者を大事にした前向きな答弁を求めます。

次に、高齢者虐待について伺います。

二〇〇九年度に六十五歳以上の高齢者が家族、親族や介護施設職員から虐待を受けたケースは、前年度から四・九%の七百三十二件増加し、一万五千六百九十一件に上ったことが厚生労働省の調査でわかりました。調査以来三年連続で増加、七割近くが要介護認定を受けており、死亡に至ったのは三十二人に上っています。被害者のうち七七・三%が女性で、年代別では八十代が最も多かったです。また加害者と同居しているケースは八六・四%であり、さらに加害者と被害者との間柄では息子が最多で四一・〇%でした。特別養護老人ホームの待機者は四十二万人以上で、施設への入居もままなりません。しかも施設に入れても職員はぎりぎりの人数で二十四時間の過酷な業務をこなしています。給与などの待遇改善が叫ばれていますが、離職者が後を絶たない現状です。

そこで同う第一点は、本県内での高齢者虐待の現状と課題について伺います。

第二点は、高齢者の虐待の背景には介護する人たちが十分な支援を受けられないまま精神的、経済的に追い込まれている実態があると考えられます。そんな中、政府は介護保険見直し案で利用者の負担増を打ち出しました。さらに虐待が増加するのではと懸念いたします。そこで困ったときには相談をではなく、悩みを話せる場づくりが必要であると考えますが、本県での具体的な取り組みについてお示しください。

次に、ジェネリック医薬品について伺います。

ジェネリック医薬品は皆さんも御存じのとおり、新薬と同じ効能や成分がありながら、値段が新薬の二割から七割という格安な薬のことです。新薬の特許期間が過ぎた後、厚労省の承認を得て開発メーカーとは別のメーカーから販売されます。呉市は少子高齢化の進展に伴い、一人当たりの年間医療費が全国平均の一・四倍となり、財政破綻を危惧して二〇〇八年七月から後発医薬品の利用を促進することで医療費を抑制しようと、ジェネリック医薬品促進通知サービスを全国に先駆けて実施いたしました。このサービスは国民健康保険に加入する市民を対象に、後発医薬品に切りかえた場合、最低でどれぐらいの薬代が安くなるかを知らせるサービスです。

呉市ではこの試みを始めるに当たり、医療機関から提出された診療報酬明細書をもとにデータベースを構築し、それを使い市民に処方された薬を把握し、糖尿病など医療費抑制効果の大きいと見られる人を対象に通知を郵送いたしました。通知を受けた市民にとっては、後発医薬品に切りかえることで安くなる医療費を一目で知ることができ、薬局でジェネリック医薬品を求めやすくなったと喜んでおられます。この市では初年度に通知を出した六割の市民が後発医薬品に切りかえました。その結果、医療費削減は初年度約四千四百万円、二〇〇九年約八千八百万円に上りました。さらに複数の医療機関への重複受診者の

抽出、同じ種類の薬を併用している患者の抽出、生活習慣病予備軍のリストアップを通じて保健師による医療訪問指導で、過度の病院受診や薬の飲みあわせを改善できるようになり、市の担当者は医療費削減以外の効果もあると説明しております。

そこで伺う第一点は、本県においても少子高齢化が進んでおり、医療費の削減が重要と考えますが、ジェネリック医薬品に関する県及び市町村での取り組み状況をお示しく下さい。

第二点は、呉市の行っている通知サービスをどのようにとらえているのかお伺いするとともに、県内の市町村に啓発すべきと提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、青少年問題に関連して伺います。

十月二十三日、群馬県桐生市、十一月十四日、千葉県市川市、十一月二十二日、北海道札幌市でいじめによると思われる自殺で小・中学生が亡くなりました。群馬県桐生市の小六女児の自殺の背景には、クラスが学級崩壊に陥っていた問題が浮き彫りになり、新聞社が小学校の学級崩壊に関する都道府県アンケートを実施した結果、二十二県が一度も実態調査をしていなかったことがわかりました。文科省学校基本調査によると、不登校の小・中学生は前年度より三・四％減少し、十二万二千人でした。文科省は小・中連携などの取り組みが少しずつ効果を上げているが、憂慮すべき状況に変わりはないとコメント、埼玉県立戸田翔陽高校では不登校シンポジウムが開かれ、在校生ら八人が体験を報告、その中で「学校に無理やり行かされようとされると、プレッシャーになったり反発してしまう」と八人が口をそろえて言うておりました。また、訪問した神奈川県では教育委員会とフリースクール等が連携して協議会、進路説明会、相談会、フリースクール見学会が実施されておりました。

そこで伺う第一点は、本県におけるいじめの実態と対策についてお伺いするとともに、全国的な自殺事件を受けてどのような対応をされたのか、お伺いします。

第二点は、本県の学級崩壊についての現状認識についてお伺いするとともに、実態調査を行わない理由、また実態把握をどのようにしているのかお示しく下さい。

第三点は、不登校児童生徒数についてお示しいただくとともに、不登校に対する現状認識と今後の取り組みについてお示しく下さい。

第四点は、フリースクールは不登校児童生徒の居場所の一つとして役割を担っていると考えます。フリースクールの現状認識についてお示しいただくとともに、神奈川県のように教育委員会がフリースクールと積極的に連携強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

不登校、ひきこもり、ニート、フリーターなどの子供、若者やその保護者を対象として、子ども・若者総合相談センターが七月一日に開所しました。本人や家族は社会から閉ざされた空間で悩み、なかなか解決の糸口が見出せない状況にあります。今後はアウトリーチの取り組みが重要となってくると考えます。

そこで伺う第五点は、アウトリーチ推進のためには個人情報の問題もありますが、教育

委員会及び学校とセンターとの緊密な連携が重要と考えます。アウトリーチ推進の現状と課題について伺います。

次に、犯罪被害について伺います。

全国の犯罪被害者支援団体の受けた相談のうち、二割が性犯罪被害であるとの調査結果が報道されました。捜査機関への申告をためらい泣き寝入りする人が多いそうです。調査によりますと、性犯罪被害が占める割合が多かったのが熊本の五〇%、宮崎四〇%、鹿児島は二八%でありました。警察との連携、カウンセリング、被害者による自助グループがあるなど、相談しやすい環境にあるほど件数が高く割合も多くなるそうです。また、国は昨年度、全国の警察に性犯罪被害者の医療費約一億一千万円を補助いたしました。執行されたのは三千万円にとどまっています。二〇〇五年公明党が推進し施行された犯罪被害者基本法によって、日本の犯罪被害者支援は大きく進みました。しかし、これから先は政府と自治体による制度改善の努力と周知啓発が欠かせないと思います。

そこで伺う第一点は、性犯罪未然防止の取り組み状況について伺います。

第二点は、性犯罪者の再犯率と更生への取り組み状況についてお示してください。

第三点は、本県における犯罪被害者の相談件数及びその後の支援策について伺い、二回目の質問といたします。

○保健福祉部長（西中須浩一君）障害児対策について数点御質問がありました。

まず、こども総合療育センターの利用実績についてでございます。オープンから十一月末までの半年間の利用実績につきましては、診察が初診三百四十六人、再診千五百七十三人の合計千九百十九人となっております。初診三百四十六人のうち六八%に当たる二百三十七人が自閉症などの発達障害児等となっております。療育指導につきましては、個々の児童の発達段階に応じて日常生活動作訓練などを行う個別療育が八百九十件、触れ合い遊び等を通じて児童の行動観察を行う集団療育が八十四件の合計九百七十四件となっております。相談支援につきましては、電話相談が九百五十七件、来所相談が四十四件の合計千一件となっております。主な相談内容といたしましては、「子供の発達が気になる」「子供へのかかわり方についてアドバイスが欲しい」などとなっております。

発達障害児の現況及び地域療育体制の確立についてでございます。

本県の発達障害児の現況につきましては、県が平成二十一年に県内の保育所、幼稚園を対象に行った実態調査によりますと、行動面や集団活動などで特別な配慮が必要な園児の割合が四・九%となっております。また、県教育委員会が平成十七年に県内の小・中学校を対象に行った実態調査によりますと、学習面や行動面に困難を有する児童生徒の割合が六・五%となっております。これらの割合を県内の保育所、幼稚園及び小・中学校在籍者数に乗じて算出いたしますと、発達障害が疑われる幼児、児童生徒は県内に約一万二千人いると推計されます。地域の療育体制につきましては、身近に相談できる場所が少ないことや、地域において専門的知識を持った職員が少ないことなどの課題があります。

このため、現在こども総合療育センターにおきまして、地域の療育関係者に対して発達障害に関する基礎的研修を実施いたしますとともに、児童デイサービス事業所等で開催されるケース検討会議へ職員の派遣を行っているところであります。今後こうした取り組みに加え、当センターを中心として市町村、障害児等療育支援施設、保育所、幼稚園、学校などの関係機関が連携したネットワークの整備を推進し、すべての障害児やその家族が、県内どこに住んでいても身近な地域で相談や支援が受けられる体制を構築してまいりたいと考えております。

五歳児健診の実施状況及び今後の取り組みについてでございます。

五歳児健診につきましては、臨床的に発達障害が顕在化するため有用とされ、県内で西之表市、瀬戸内町など五市町が実施しております。一方、最近の国の研究等におきましては、発達障害の早期発見、早期療育につきましては、市町村で実施している一歳六か月児及び三歳児健診でのスクリーニングの強化と健診後のフォローアップなどに取り組むことが重要であると言われております。県といたしましては、今後とも発達障害の早期発見、早期療育を図るため、市町村、保育所、幼稚園、こども総合療育センター等と連携いたしまして、これまでの一歳六か月児及び三歳児健診や検診結果を活用した親子教室等のフォローアップ体制等の充実に努めることとしております。

障害児施設入所に係る新たな措置基準についてでございます。

国が示した主な変更点は、一点目は児童への虐待が疑われる場合や放置すると虐待につながるおそれのある場合など、虐待のおそれがある場合も柔軟に対応すること、二点目は保護者が利用料の滞納等をしている場合でも、児童の虐待の状況などを勘案して判断すること、三点目は契約で入所した場合であっても、その後の児童や家庭等の状況の変化に応じて、契約から措置へ柔軟に対応することなどとなっております。本県の措置率は平成二十一年十月時点の五・二％から、平成二十二年十月には七・一％となっております。全国の状況につきましては他県に聞き取ったところによりますと、平成二十一年十月現在で三二・六％、本年十月現在で三四・六％となっております。なお、新たな基準適用後の平成二十一年十二月から一年間の新規入所児童で見ますと、本県の措置率は二〇％と上昇しております。

次に、高齢者虐待の現状と課題及び介護者への支援についてでございます。

平成二十一年度における本県の高齢者虐待件数は二百七十件であり、すべて家庭内での虐待となっております。前年度から二二％、四十九件増加しており、平成十九年度の調査開始以来年々増加傾向にございます。このうち虐待を受けた者の七九％が女性で、年代別では八十歳代が最も多くなっております。同居している者から虐待を受けたケースは八五％で、虐待を行った者の四一％は息子となっております。また虐待を受けた高齢者のうち六七％が要介護認定者、六一％が認知症を認めるなど、全国の状況とほぼ同様の傾向となっております。

虐待の背景には家族間の人間関係や介護疲れ、虐待を受けた高齢者本人の認知症などが

考えられますことから、介護に悩む家族介護者への支援や早期発見、早期対応のための地域における相談・通報体制の充実が課題であると考えております。介護者同士が悩みを話せる場として、現在介護保険法上の地域支援事業を活用して、十六の市町村が介護教室や交流会等の開催に取り組んでいるところであります。また、県におきましては「認知症の人と家族の会鹿児島県支部」に委託し、認知症介護経験者との交流会や電話相談等を実施し、介護技術の習得や精神面の支援にも取り組んでいるところであります。

県といたしましては、今後とも家族介護者への支援が多くの市町村で実施されるよう、地域支援事業を活用した取り組みについて情報提供を行うなど、介護者の負担軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ジェネリック医薬品に関する取り組み状況についてでございます。

国はジェネリック医薬品の普及が患者の自己負担の軽減及び医療保険財政の改善に資することから、これを積極的に推進しており、経済財政改革の基本方針二〇〇七におきまして、平成二十四年度までに数量シェアを三〇%以上にするとしているところであります。県ではこれを受けまして、平成二十年十月に鹿児島県後発医薬品安心使用協議会を設置し、関係機関・団体と一体となってジェネリック医薬品の使用がより一層促進されるよう努めているところであります。具体的には県や市町村においてジェネリック医薬品希望カードやパンフレット等を配布するなど、普及促進に向けた取り組みを行っております。なお、平成二十二年三月の本県の数量シェアは二五・七%、全国二位となっております。

ジェネリック医薬品の通知サービスについてでございます。

ジェネリック医薬品に切りかえた場合の利用差額通知につきましては、県内でも既に鹿屋市、日置市、曾於市の三保険者が独自にシステムを導入し実施しているところであります。また本年十月の国の通知によりますと、現在国民健康保険中央会において利用差額通知のシステム開発を進めており、平成二十三年度より利用可能となりますことから、同システムの活用につきましては、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合に周知を図ったところであります。県といたしましては、市町村国保等における利用差額通知への取り組みが円滑に進むよう支援してまいりたいと考えております。

○教育長（原田耕藏君）マルチメディアデイジー教科書についてでございますが、県内の公立小・中学校におきまして、マルチメディアデイジー型の教科書を使用している事例につきましては、これまでのところ各市町村教育委員会への届け出等はなされていないところでございますが、現在鹿児島盲学校におきまして、図書室に約五百冊のデイジー図書を整備し、視覚障害等のある児童生徒への教育に活用されているところでございます。

マルチメディアデイジーにつきましては、発達障害等のある児童生徒への教育効果も認められており、県教委としてもその点につきましては認識しておりますが、他方パソコンの長時間視聴による負担等も指摘されるなど、まだ課題もございまして、現時点では全国的な活用状況の把握に努めながら研究を進めたいと考えているところでございます。

青少年問題に関連しまして、いじめの実態と対策についてでございますが、本県公立学校の平成二十一年度におけるいじめの認知件数は、小学校百八十九件、中学校二百四十四件、高等学校百十三件、特別支援学校三件の計五百四十九件であり、憂慮すべき状況にあると認識しておりまして、いじめを一件でも多く発見し、一件でも多く解決するとの基本認識のもと、きめ細かく対応していく必要があると考えております。

また、このたびの他県における児童生徒の自殺事案を受け、県教委では各市町村教委及び県立学校に対し、いじめの実態把握及びいじめ問題への取り組みの徹底を求める通知を発出いたしますとともに、各教育事務所の指導課長等会議におきましても同様の指導を行ったところでございます。

学級崩壊についてでございます。

学級崩壊の定義は、文部科学省におきまして、子供たちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常的手法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合とされておりまして、本県におきましては、現在そのような状況があるとの報告は受けていないところでございます。

また、この定義に該当するような深刻かつ重大な事案につきましては、市町村教育委員会を通して個別に報告がなされる仕組みとなっておりますことから、県教委として別途一斉の調査を行うことについては考えていないところでございます。

不登校児童生徒の現状についてでございますが、文部科学省が本年八月に公表いたしました児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によりまして、平成二十一年度における本県公立学校の不登校児童生徒数は二千四百十五人となっております。前年度より五十七人減少したものの、在籍者に対する割合では中学校が過去最高の二・七四％となるなど依然として憂慮すべき状況にあると認識をいたしております。

これらの状況を踏まえまして、県教委では県内の公立学校百六校にスクールカウンセラー一四十一人を配置し、各学校の実態に即した支援を行っておりますほか、スクールソーシャルワーカーにつきましても、本年度は十三市町に三十八人を配置し、不登校の背景を探りながら改善等に取り組んでいるところでございます。さらに各学校におきましては、担任を中心とした支援チームを編成し、組織的・継続的な不登校対策に取り組んでいるところでありまして、これらの取り組みを通じ不登校対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

フリースクールの現状と課題についてでございますが、不登校及びその傾向にある児童生徒の居場所づくりを進めることは大変重要であるとしておりまして、各学校における教育相談室の設置、保健室登校等の取り組みのほか、県内十二市町の教育委員会では専門の職員を配置いたしまして、児童生徒の状況に応じた指導を行う適応指導教室が開設されておりまして、県教委といたしましても、これらの取り組みに対し支援を行っているところでございます。

また、民間の個人や団体が児童生徒等への支援等を行うフリースクール等につきましては、平成二十二年四月現在で県内に少なくとも十四の支援施設の存在を確認しているところでございます。不登校児童生徒への対応に当たりましては、学校や市町村教育委員会がフリースクール等を含めた関係機関との密接な連携体制を確保することが肝要でありまして、県教委といたしましても、本年四月に通知を発出をいたしまして、さらなる連携強化等を促したところでございます。

○県民生活局長（灰床義博君）文化施設入館料の全額免除についてでございます。

本県の文化施設における障害者の入館料につきましては、霧島アートの森及び黎明館において障害者につきましては入館料の五割を減額し、介護者につきましては全額を免除しております。また身体障害者更生援護施設等の入所者などが、訓練活動等で入館するときは全額免除しております。県としましては、今後とも障害者の方々が文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備を促進し、社会参加が進むよう御指摘の九州国立博物館や、九州各県の類似施設の状況なども踏まえながら、入館料の全額免除について検討してまいりたいと考えております。

なお、民間団体が主催する特別展につきましても、障害者の方々が参加しやすいようそれぞれの文化施設において、入館料の取り扱いについて主催者と協議を行い対応するようしてまいりたいと考えております。

次に、アウトリーチ推進のための教育委員会等との連携についてでございます。

アウトリーチ、いわゆる訪問支援につきましては、ひきこもりなどの方に対しては有効な方法とされており、八月に開催したシンポジウムにおきましてアウトリーチの講演を行い、関係者の理解促進に努めたところであります。こういう中で教育委員会や学校との連携につきましては、不登校や中途退学者に対し効果的な支援を行うためには極めて重要であると認識しております。このため、子ども・若者支援地域協議会や関係部局連絡会議では、教育委員会の関係課も参加しており、必要な情報交換や調整に努めております。なお、現在支援地域協議会の構成メンバーの一つであるNPO法人により、モデル的にセンターの相談者等を対象とした訪問支援を実施しております。今後とも教育委員会等と連携を密に、個人情報の保護にも留意しながら効果的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○警察本部長（笠原俊彦君）性犯罪未然防止の取り組み状況についてでございますが、県警察におきましては、性犯罪の検挙活動に力を入れますとともに、性犯罪の被害防止を図るため、昨年春に警察本部に「子ども・女性の安全対策係」を新設いたしまして、性犯罪の前兆事案であります声かけ、つきまといの検挙や性犯罪の未然防止活動を強化しているところでございます。また、女子高校や大学、企業等に出向きまして、女性に対する安全対策講話、護身術の指導を行っているほか、県警あんしんメールによる不審者出没情報の

速報、本年十一月に構築した三十五団体、約十二万人から成ります「女性を犯罪から守るネットワーク」の活用、本年九月から県下全域で実施中の警察と自治体、各種ボランティア団体等が連携した小学生の下校時の見守り活動等を推進しているところでございます。

次に、性犯罪者の再犯率と更生への取り組みについてでございますが、県内の平成二十一年中の主な性犯罪の検挙人員につきましては三十七人であり、過去に同一の性犯罪で検挙された者の占める割合につきましては、約一四％となっております。性犯罪事犯者に対する更生への取り組みにつきましては、主として法務省において実施されているところであり、刑務所等刑事施設におきましては、自己統制力に不足のある受刑者等に対しまして、性犯罪再犯防止指導を実施し、また保護観察におきましては、仮釈放者及び保護観察つき執行猶予者に対しまして、性犯罪者処遇プログラムに沿った認知行動療法に基づく指導を受けることを義務づけるなどの対策を行っているところと承知しております。

次に、犯罪被害者への支援等でございますが、犯罪被害に関する相談につきましては、社団法人かごしま犯罪被害者支援センターが中心となって行っているところであり、平成二十一年度と同センターで受理をいたしました相談件数は四百六十二件で、このうち性犯罪被害に關します相談は百三十一件でございます。犯罪の被害に遭われた方に対しましては、警察と同センターが連携をいたしまして被害者支援を行っており、病院や裁判所等への付き添い支援、被害に遭われた方やその御家族の方々の希望に応じた臨床心理士によるカウンセリングの実施、精神面のケアやPTSD等の二次被害の予防のための支援を行っているところであります。また警察では性犯罪被害に遭われた方の経済的負担を軽減するため、病院で受診した際の初診料や検査費用、緊急避妊や人工妊娠中絶費用等を公費で負担する制度を設けているところでございます。

[松田浩孝君登壇]

○松田浩孝君 それぞれ御答弁をいただきました。

奄美豪雨災害につきまして、空き家については平常時においては所有者の管理義務を明確にして、倒壊等の危険を排除する対策が必要であります。しかし今回のような災害時には所在者不在で連絡がとれない場合、行政の責任で清掃、後片づけ作業を進めることができる条例の整備が必要と考えます。今後議員提案の条例として検討していただきたいことを、議場の議員の皆様方にも申し上げておきます。

障害児施設の入所に関する措置率については、各県で大きく差が出ています。それを均てん化するために新たな判断基準が示されました。県児童相談所におかれましては、本県の措置率が低い理由を明確に説明し、納得が得られるようにすべきことを申し上げておきます。

入館料につきましては、「篤姫」の展示会に行ったとき、内容は違うと思いますが、「太宰府の国立博物館では無料だった。鹿児島市の黎明館では半額にもならなかった」と聞き

ました。本県でも常設展、特別展ともに全額免除になるように、障害者に優しい知事の英断に期待をいたします。

学級崩壊という言葉が世に出てから十年近くになると思います。現実に私自身教師として同学年の学級崩壊に取り組みました。担任教師の技術力、学校の協力体制だけでなく、教育委員会の強力なバックアップが重要であると訴えておきます。

最後に、体幹——体の幹、体幹を鍛えるという言葉をお聞きでしょうか。サッカー日本代表の長友佑都選手がトレーニングに取り入れていることで広まったようです。何しろ一メートル七十センチの身長で外国人選手にあたり負けしないのですから、効果のほどは実証済みです。ポイントは腹筋や背筋など胴体部分、体幹の筋力強化、最も手軽な方法はスクワットです。女優の森光子さんや黒柳徹子さんの日課としても知られております。体幹を鍛える目的はパワーアップよりもボディーバランスの向上にあるそうです。常に安定した姿勢を保てば大柄な相手とのぶつかり合いの中でもボールをコントロールすることができます。

政党に当てはめれば、体幹とは理念と言えらると思います。理念という幹がしっかりしてこそ政策という枝が伸び、実績という実がなる。もちろん民衆という大地に深く根差していることが大前提であります。逆に理念が脆弱であればどれほど議席が多くても国民の期待にはこたえられません。公明党チーム三〇〇〇のとおり、全国三千名の公明党地方議員の一人として、体幹を鍛え、民衆の大地に深く根を張る活動に邁進する決意を申し上げ、質問を終わります。(拍手)